

国民健康保険のお知らせ

◎70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

平成29年8月より、70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額が、下記のとおり変更となります。なお、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

【平成29年7月まで】

区分		自己負担限度額	
現役並み 所得者	外来 (個人単位)	44,400円	
	外来+入院 (世帯単位)	80,100円+ (医療費 -267,000円) ×1% (4回目以降 44,400円)	
一般所得者	外来 (個人単位)	12,000円	
	外来+入院 (世帯単位)	44,400円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	24,600円
	区分Ⅰ	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	15,000円

【平成29年8月から】

区分		自己負担限度額	
現役並み 所得者	外来 (個人単位)	57,600円	
	外来+入院 (世帯単位)	80,100円+ (医療費 -267,000円) ×1% (4回目以降 44,400円)	
一般所得者	外来 (個人単位)	14,000円 (1年間の自己負担限度額 144,000円)	
	外来+入院 (世帯単位)	57,600円 (4回目以降 44,400円)	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	24,600円
	区分Ⅰ	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	15,000円



(変更なし)

◎交通事故にあったとき（第三者行為による病気やケガ）

国民健康保険の加入者が、交通事故や傷害事件など他人からの加害行為でケガをし、治療を受ける場合、原則として、加害者が医療を負担すべきもの（自賠責保険）ですが、届出により、国民健康保険でも給付が受けられる場合があります。

その場合、国民健康保険が一時的に医療費の一部を立て替えて、後で、その医療費を加害者に請求することとなりますので、**必ず事前の届出が必要**です。

国民健康保険を使って病院にかかる場合は、まず、福祉課国民健康保険係へ連絡・相談下さい。

なお、届出をする前に、加害者と示談をしていたり、加害者からすでに治療費を受け取っている場合には、国保が立て替えた医療費を返還していただくこともありますので、ご注意ください。

届出に必要なもの

- 保険証
- 印鑑
- 交通事故証明書

◆示談の前に必ず、『国保』の窓口にご相談ください

お問い合わせ先

福祉課 国民健康保険係

☎47-4682